

## 令和元年度公益財団法人岩手県観光協会賛助会員会費の見直しについて

令和元年 9 月 18 日 公益財団法人岩手県観光協会

## 1 市町村及び市町村観光協会の会費見直しについて

現行の市町村及び市町村観光協会会費は、平成 14 年度に定めた新算定基準に基づき、平成 27 年度に見直し、平成 28～29 年度にかけて段階的に適用し現在に至っている。

会費は、最新の数値を適用して定期的に見直すこととしており、平成 14 年度に新算定基準を定めた後、平成 17 年度、平成 21 年度及び平成 27 年度に見直しを行ってきた。

今般、平成 28 年から平成 30 年の数値を用いて見直しを行い、令和 2 年度の会費から適用したいと考えている。

## 2 市町村会費の見直しについて

総額 19,820 千円（令和元年度と同額）を以下の区分毎に各市町村に配分する。

以下の考え方については、従前どおり。

## (1) 均等割

市：50 千円、町：30 千円、村：10 千円

均等割額合計 1,190 千円…① →資料 2 の 1 ページの A

## (2) 基準財政需要額割

総額から均等割分を控除した金額の 40%を、市町村の基準財政需要額（資料 2 の 6 ページ）に応じて配分する。

$(19,820 \text{ 千円} - 1,190 \text{ 千円}) \times 40\% = 7,452 \text{ 千円} \dots \text{②}$  →資料 2 の 1 ページの B

## (3) 観光客入込数割

ア 総額から均等割分を控除した金額の 60%を、観光消費額の日帰と宿泊の比率（日帰：宿泊 = 21.09 : 78.91）に応じて按分する。 →資料 2 の 7 ページ

$(19,820 \text{ 千円} - 1,190 \text{ 千円}) \times 60\% = 11,178 \text{ 千円}$  →資料 2 の 1 ページの C

日帰：11,178 千円  $\times 21.09 \div 100 = 2,357 \text{ 千円} \dots \text{③}$  →資料 2 の 1 ページの D

宿泊：11,178 千円  $\times 78.91 \div 100 = 8,821 \text{ 千円} \dots \text{④}$  →資料 2 の 1 ページの E

イ 各市町村の指数に応じて配分する。

## 《見直し後の市町村会費額》

(単位：千円)

市町村	均等割(1)	基準財政 需要額割(2)	観光客入込数割(3)		市町村負担総額 (1) + (2) + (3)
			日帰	宿泊	
市	14 市 $\times$ 50	指数化して 配分	指数化して 配分	指数化して 配分	均等割 + 基準財政需要額 割 + 観光客入込数割（日帰 + 宿泊）
町	15 町 $\times$ 30				
村	4 村 $\times$ 10				
計	1,190 ①	7,452 ②	2,357 ③	8,821 ④	

### 3 市町村観光協会会費の見直しについて

市町村観光協会の会費も市町村と同じ考え方により、併せて見直しを行う。  
会費総額を、令和元年度と同額の 5,516 千円とする。

以下の考え方については、従前どおり。

#### (1) 均等割

各協会：10 千円

均等割額合計 330 千円…① →資料 2 の 4 ページの A

#### (2) 基準財政需要額割

総額から均等割分を控除した金額の 40% を市町村の基準財政需要額（資料 2 の 6 ページ）に応じて配分する。

(5,516 千円 - 330 千円) × 40% ÷ 2,074 千円…② →資料 2 の 4 ページの B

#### (3) 観光客入込数割

ア 総額から均等割分を控除した金額の 60% を、観光消費額の日帰と宿泊の比率（日帰：宿泊 = 21.09 : 78.91）に応じて按分する。 →資料 2 の 7 ページ

(5,516 千円 - 330 千円) × 60% ÷ 3,112 千円 →資料 2 の 1 ページの C

日帰：3,112 千円 × 21.09 ÷ 100 = 656 千円…③ →資料 2 の 1 ページの D

宿泊：3,112 千円 × 78.91 ÷ 100 = 2,456 千円…④ →資料 2 の 1 ページの E

イ 各市町村の指数に応じて配分する。

#### 《見直し後の市町村観光協会会費額》

(単位：千円)

均等割 (1)	基準財政 需要額割 (2)	観光客入込数割 (3)		市町村観光協会負担総額 (1) + (2) + (3)
		日帰	宿泊	
10 千円 × 33	指数化して 配分	指数化して 配分	指数化して 配分	均等割 + 基準財政需要額割 + 観光 客入込数割 (日帰 + 宿泊)
330 ①	2,074 ②	656 ③	2,456 ④	5,516

### 4 見直しに用いた数値

見直しに用いた数値は次のとおりであり、原則として公表されている数値を利用しているが、市町村別宿泊者数については、平成 22 年度以降、岩手県観光統計の調査項目から除かれたため、下記④の数値を根拠としている。

項目	用いた数値
①基準財政需要額	平成 29 年度市町村決算統計 (岩手県HPから)
②観光消費額	岩手県観光統計 (平成 28 年～30 年の 3 か年平均)
③市町村別入込数	岩手県観光統計 (平成 28 年～30 年の 3 か年平均)
④市町村別宿泊者数	・宿泊者数を調査している市町村：岩手県観光協会に報告のあった数値 ・宿泊者数を調査していない市町村：岩手県観光協会が、観光庁の宿泊旅行統計調査を請け負っている調査会社に依頼して市町村別に算出した推計値
⑤市町村別日帰者数	上記③－④により算出した推計値

## 5 段階的な適用

今回の会費の見直しに伴い増減額が大きい会員もあることから、その影響を軽減するため、令和2、3年度の2回に分けて会費を改定する。増減額の2分の1の適用を原則とするが、各年度の会費額を千円単位とするため、令和2年度の増減額を多くすることにより調整を行う。  
(例：計49千円を増額の場合、令和2年度：25千円、令和3年度：24千円)

## 6 会費決定の手順

令和2年3月上旬に開催予定の賛助会員全員協議会において、令和2年度の事業計画及び収支予算について説明し、意見等を徴したうえで、同年3月下旬に開催予定の理事会において決定する。

## 7 今後の見直し時期について

概ね3～5年で見直すこととしている。

## 8 その他

本日の会議資料の電子データは、「いわての旅」の会員へのお知らせコーナーに掲載する。

## 参考

### 1 令和元年度賛助会員数及び会費額

(平成31年4月現在)

会員区分	会費額(千円)	割合(%)
岩手県	19,550	34.1
市町村(33)	19,820	34.6
市町村観光協会(33)	5,516	9.6
観光関係事業者(162)	12,411	21.7
計(229)	57,297	100.0

### 2 観光客入込数(岩手県観光統計から)

年(暦年)	観光客入込客数(延べ人数)
平成26年	28,861,216人回
平成27年	28,994,292人回
平成28年	27,454,923人回
平成29年	27,593,859人回
平成30年	28,402,625人回